

奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十二号

奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附屬機関に関する条例（昭和二十八年二月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県中小企業会館等活用検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、意見を聽くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、産業・觀光・雇用振興部企業立地推進課において處理する。
(その他)

第八条 この規則に定めるものほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。